



**市議会9月定例会  
補正予算などの議案を審議**

総務課 ☎77514963  
☎77519819

9月定例会は、9月1日～10月5日の35日間の会期で開かれました。この議会では、令和2年度補正予算や、市長などがその権限などを不正に行使用して自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずる、上尾市長等政治倫理条例の制定などの議案が審議されました。このうち市長提出の26議案については、全て原案のとおり可決、認

定または同意されました。可決された補正予算には、市内の小・中学校や子育て施設に対して消毒液やマスクの購入などを支援するための費用などを計上しています。

●**監査委員の選任** 監査委員に、大山一夫氏を選任することが同意されました。

●**固定資産評価審査委員会委員の選任** 固定資産評価審査委員会委員に、今村公宜氏と根岸新作氏を選任することが同意されました。

●**教育委員会委員の任命** 教育委員会委員に、大塚崇行氏を再任することが同意されました。

**防災行政無線を用いた  
緊急地震速報の伝達訓練**



危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。時11月5日(木)10時ごろ 図下表のとおり

**防災行政無線による試験放送**

市内に設置してある防災行政無線から、最大音量で一斉に次のように放送されます。

- ①「こちらは、防災上尾です」
- ②「ただ今から訓練放送を行います」
- ③(緊急地震速報チャイム音)
- ④「緊急地震速報。大地震です。これは訓練放送です」を3回
- ⑤「これで訓練放送を終わります」
- ⑥「こちらは、防災上尾です」

**11月21日は、本庁舎と  
尾山台・上尾駅出張所の  
業務を休業**

行政総務課 ☎77513963  
☎7768873  
市民課 ☎7755128  
☎77519827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口、尾山台・上尾駅出張所は、土曜日にも業務を行っています。11月21日(土)はシステムの更新作業のため、業務を休みます。



**上尾市パートナーシップ  
宣誓制度(仮称)の考え方への  
意見を募集**

人権男女共同参画課 ☎77515117  
☎77815112

上尾市人権尊重都市宣言に基づき、あらゆる差別をなくし、一人一人が人権を尊重し合い、自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、「上尾市パートナーシップ宣誓制度(仮称)」の創設を検討しています。つきましては、この考え方への意見を募集します。【制度の考え

方の公表・意見募集期間】11月2日(月)～20日(金) 【制度の考え方・意見書の設置場所】人権男女共同参画課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。☎市内に在任・在勤・在学の人 【意見などの取り扱い】内容を検討し、制度創設の参考にします。 ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。

【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(20日消印有効)またはファクス、メールで人権男女共同参画課(〒362-8501本町3-1-1、☎s209500@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

**令和3年度 平方幼稚園は  
4歳児の募集を行いません**

教育総務課 ☎77519469  
☎77612250

市ホームページに掲載のとおり、平方幼稚園は、令和3年度の4歳児(平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ)の募集を行いません。5歳児については定員に空きがありませんので、随時受け付けています。詳しくは、教育総務課に問い合わせてください。

10月31日(土)・  
11月2日(月)

## 東京2020オリンピック 聖火リレートーチが上尾市に

スポーツ振興課 ☎781-8112・☎775-6608

東京2020大会開催に向けた県内の気運を醸成するため、県では東京2020オリンピック聖火リレートーチの巡回展示を行います。

東京1964オリンピックの聖火リレーでは、10月6日に群馬県から上里村(現上里町)で聖火を引き継ぎ、県内のリレーがスタートしました。これにちなんで、10月6日の上里町を皮切りに、東京2020オリンピック聖火リレートーチが県内の市町を巡っています。

トーチは、日本を象徴する桜の花をデザインに取り入れ、素材の一部には、東日本大震災で建てられた仮設住宅由来の再生アルミニウムが利用されています。

トーチの実物を間近で見られ、一緒に記念撮影もできる貴重な機会です。桜ゴールドと呼ばれる美しい輝きを、ぜひご覧ください。

☎10月31日9～16時、11月2日16時15分～17時15分 市役所ピロティ



オリンピックトーチ  
展示イメージ

緑の基本計画は、都市緑地法に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、公  
共施設や民間施設などを含めた都市

第2次上尾市緑の基本計画  
(案)への意見を募集

みどり公園課 ☎775-8129  
☎775-9906

緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを包括する計画です。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】12月2日(水)～令和3年1月4日(月)【計画(案)・意見書の設置場所】みどり公園課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出

## 令和3年上尾市成人式

生涯学習課 ☎775-9490・☎776-2250

20歳の皆さん、成人おめでとうございます。大きく飛躍しようとしている皆さんをお祝いするため、次のとおり成人式を開催します。なお、新型コロナウイルスの感染状況により、開催方法を変更または式典を中止する場合があります。☎令和3年1月10日(日)①第1回(太平・西・大石南・南・大谷中学校区)／10時30分～11時10分(受け付け／9時45分～)②第2回(大石・東・瓦葺中学校区)／12時30分～13時10分(受け付け／11時45分～)③第3回(上尾・原市・上平中学校区)／14時30分～15時10分(受け付け／13時45分～) ※1月11日(祝)の成人の日ではありません。市文化センター 市平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれで市内に在住の人 ※案内状は11月1日(日)現在の住民登録を基に、12月上旬に郵送します。11月1日以降の市内転入者や、以前上尾市に住んでいて上尾市成人式に参加を希望する人は、生涯学習課に連絡してください(申し出により案内状を郵送します)。 ※駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。



令和2年の成人式



張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。市内に在住・在勤・在学の人【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定・改定の参考にします。※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接

か郵送(1月4日消印有効)またはファクス、メールでみどり公園課(〒362-8501本町3-1-1、☎3355000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。



時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物  
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

# 市税・国民健康保険税の納付は PayPay 請求書払いのご利用を

**11月1日(日)開始**  
 納税課 ☎775-5135・FAX775-9846



PayPay

11月1日からPayPay請求書払いで税金が納付できます。納付書に印字されたバーコードを、スマートフォンのPayPayのコードリーダーから読み込むだけでいつでもどこでも支払いが可能です。

## ■利用可能な市税

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)

## ■納付上限額

30万円 ※30万円を超える金額で利用したい場合は、納税課に問い合わせてください。

## ■注意事項

- (1) PayPayで納付した場合、領収書は発行されません。領収証書や軽自動車税継続検査(車検)用の納税証明が必要な人は、金融機関などの窓口またはコンビニエンスストアで支払ってください。
- (2) 現在、口座振替で納付している人がPayPayでの納付に変更する場合は、口座振替登録解除の手続きが必要です。
- (3) 年金天引きの税金は、PayPayでの支払いはできません。

## ■利用方法

- ① PayPayアプリをダウンロードし、利用登録する
- ② 支払いたい金額をチャージする
- ③ 「スキャン」を押して画面を立ち上げる(図1)
- ④ 納付書のバーコードを読み取る
- ⑤ 金額が表示されたら「支払う」ボタンを押す(図2)
- ⑥ 支払い完了

【図1】



【図2】



【物件の概要】原市北二丁目23番10 / 宅地 / 146平方メートル  
 【価格】公売案内書を参照 ※公売案内書(一般競争入札執行要領、物件調書、入札参加申込書など)は、11月2日(月)から施設課と各支所・出張所で配布します。

施設課

☎775-5115  
 FAX775-9819

## 市有地の公売

市ホームページにも掲載します。  
**【公売方法】**一般競争入札 **【入札日】** 11月26日(木)  
**【入札場所】** 市役所4階401会議室 **【申】** 11月2日(月)9時17時に直接、施設課へ



## 令和3年度使用 中学校教科用図書採択結果

指導課 ☎775-9672・FAX775-5633

市教育委員会では、令和3年度から中学校で使用する教科用図書を次のとおり採択しました。

種目	教科書名	発行者名(略称)
国語	国語	光村図書出版(株)
書写	中学書写	
社会(地理的分野)	新しい社会 地理	東京書籍(株)
社会(歴史的分野)	新しい社会 歴史	
社会(公民的分野)	新しい社会 公民	
地図	中学校社会科地図	(株)帝国書院
数学	新しい数学	東京書籍(株)
理科	自然の探究 中学理科	教育出版(株)
音楽(一般)	中学生の音楽	(株)教育芸術社
音楽(器楽合奏)	中学生の器楽	
美術	美術	日本文教出版(株)
保健体育	最新 中学校保健体育	(株)大修館書店
技術・家庭(技術分野)	技術・家庭(技術分野)	開隆堂出版(株)
技術・家庭(家庭分野)	技術・家庭(家庭分野)	
英語	サンシャインイングリッシュコース SUNSHINE ENGLISH COURSE	(株)学研教育みらい
道徳	新・中学生の道徳 明日への扉	

社会資本総合整備計画による  
事後評価(原案)の公表と  
意見書の受け付け

市街地整備課 ☎775-17913  
☎775-9872

上尾都市計画事業大谷北部第二・第四土地区画整理事業を対象とした社会資本総合整備計画について、事後評価の原案を公表し、意見書の受け付けを行います。【原案の公表・意見募集期間】11月24日(火)～12月8日(土)(日を除く) 【原案の設置場所】市街地整備課、大谷北部第二・第四土地区画整理組合事務所 ※市ホームページにも掲載します。☎市内に在住・在勤・在学の人【意見などの取り扱い】事後評価策定の参考にする ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】任意の用紙に住所、氏名、電話番号を記入し、直接または郵送(12月8日消印有効)で市街地整備課(〒362-8501本町3-1-1)か大谷北部第二土地区画整理組合事務所(〒362-0047今泉19-1)または大谷北部第四土地区画整理組合事務所(〒362-0046壺丁目407-1)へ ※電話では受け付けできません。

上尾市公共施設等総合管理計画(案)・上尾市個別施設管理基本計画(案)への意見を募集

施設課 ☎775-5115  
☎775-9819

公共施設などを長期的に維持するため、効率的で効果的なマネジメントの基本方針を示す「上尾市公共施設等総合管理計画」と、公共施設などの維持管理に関する長期的な行程

表を示す「上尾市個別施設管理基本計画」を改定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】11月2日(月)～30日(月) 【計画(案)・意見書の設置場所】施設課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。☎市内に在住・在勤・在学の人【意見などの取り扱い】

【内容を検討し、計画改定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。】 【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(30日消印有効)またはフックス、メールで施設課(〒362-8501本町3-1-1、☎558000@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

大谷北部第四土地区画整理事業区域内(基盤整備済み区域を含む)の町界町名地番を変更

大谷北部第四土地区画整理組合 ☎795-7666・☎781-9700  
市街地整備課 ☎775-7913・☎775-9872  
総務課 ☎775-4963・☎775-9819

大谷北部第四土地区画整理事業の換地処分を、11月20日(金)に行います。これに伴い、11月21日(土)から下図に示す範囲の町界町名地番・住所と郵便番号が変更となります。

■変更する町界町名地番(土地地番)

大字小敷谷・大字地頭方・大字壺丁目・大字今泉・大字向山・大字川の各一部

※下図の着色範囲です。

■変更後の町界町名

壺丁目南、壺丁目西、壺丁目北、壺丁目東、今泉四丁目、向山五丁目  
※大字小敷谷は、土地区画整理事業地内だけ地番・住所が変更になります。

※住所変更に係る手続きは、11月24日(火)以降となります。

※新郵便番号は、市ホームページと日本郵便(株)ホームページ(☎<https://www.post.japanpost.jp/index.html>)に11月21日以降に掲載予定です。



# ～家庭内の虐待・暴力をなくすために～

## 女性に対する暴力の根絶

～女性に対する暴力をなくす運動～

11月12日(木)～25日(水)

男女共同参画推進センター ☎778-5111・☎778-5112



暴力は、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害で、いかなる状況にあっても決して許されるものではありません。特に、配偶者やパートナーなどからの暴力(ドメスティックバイオレンス(DV))、子どもの前でのDV、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

### 相談窓口～ひとりで悩まず、相談を～

ことしは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、外出自粛や休業などによる生活不安やストレスから、配偶者などからのDVの増加や深刻化が懸念されています。もし暴力を受け、悩みを抱えている時は、ひとりで悩まず相談してください。

相談機関	電話番号	相談時間など
市男女共同参画推進センター (DV電話相談)	778-5110	(月)～(金)10:00～12:00・ 13:00～16:00
DV相談 <sup>プラス</sup> +	0120- つなぐ はやく 279-889	電話・メール/24時間 チャット/ 12:00～22:00 ☎https://soudanplus.jp/
DV相談ナビ (最寄りの配偶者暴力相談 支援センターにつながる)	はれれば #8008	配偶者暴力相談支援 センターの受付時間 内
県男女共同参画推進センター ウィズユー With Youさいたま	600-3800	(月)～(土)(第3木を除く) 10:00～20:30
県男女共同参画推進センター With Youさいたま (男性のための男性臨床 心理士による電話相談)	601-2175	毎月第3日 11:00～15:00
婦人相談センター (DV相談担当)	863-6060	(月)～(土) 9:30～20:30、 (日)祝9:30～17:00
上尾警察署 (警察安全相談担当)	773-0110	24時間対応 ※緊急の場合は110番

※特に記載のないものは祝・年末年始は除きます。  
※市男女共同参画推進センターでは、配偶者暴力相談支援センター業務を行っています。

### ～性暴力被害についての相談～

●アイリスホットライン  
(性暴力等犯罪被害専用相談電話)

☎839-8341 (24時間相談可)

●よりそいホットライン  
(フリーダイヤル)

☎0120-279-338 (24時間相談可)



女性に対する  
暴力根絶のた  
めのシンボル  
マーク

### 女性に対する暴力をなくす運動& 児童虐待防止推進月間イベント

#### 講演会「子ども虐待としてのDV」

配偶者からの暴力(DV)は、女性や子どもの体だけではなく心に大きく傷を残すこととなります。また、子どもの前でのDVは「面前DV」といわれ児童虐待に当たります。被害者になりやすい女性と子どもの心に寄り添い、被害者・加害者・傍観者にならないため、DVの基礎知識とその影響について学びます。☎11月25日(水)13時30分～15時30分(受け付け/13時～) 所文化センター  
【講師】春原由紀さん 所市内に在住・在勤・在学の人 定50人(先着順) 申11月2日(月)から電話で男女共同参画推進センターへ

#### 【プロフィール】すのはら・ゆき

武蔵野大学名誉教授。NPO法人RRP研究会理事、原宿カウンセリングセンターカウンセラー、臨床心理士、公認心理師。2008年からDV被害母子のための心理教育と被害からの回復を目指すコンカレント(母子同時並行)プログラムを実践研究している。



# 地域で守る「児童虐待・DV防止」

11月は「児童虐待防止推進月間」  
～189(いちはやく) 知らせて守る こどもの未来～



虐待は、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長・発達を損ないます。また、重度の障害や死に至る場合もあります。「もしかしたら虐待かな?」と思ったら、下記まで連絡してください(秘密は厳守します)。

相談機関	電話・ファクス番号	相談時間など
児童相談所全国共通ダイヤル	いちはやく ☎189	24時間対応
子ども・若者相談センター	☎783-4964 ☎774-5342	(月)～(金)(祝、年末年始を除く) 8:30～17:00
埼玉県中央児童相談所	☎775-4152	(月)～(金)(祝、年末年始を除く) 8:30～18:15
上尾警察署	☎773-0110	24時間対応 ※緊急の場合は110番



## ■児童虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、家の外に閉め出すなど
心理的虐待	言葉で脅かす、無視する、きょうだい間で差別的扱いをする、子どもの前での暴力(※面前DV)など ※子ども自身に虐待はなくても、DVを子どもが見聞すると虐待行為に当たります。こうした被害を受けた子どもは、過度に緊張する、暴力的になるなど、発達に悪影響が及んでしまう可能性があります。
性的虐待	性行為を強要する・見せる、性器を触るまたは触らせるなど
育児放棄(ネグレクト)	食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病院に連れて行かない、子どもだけ家に残して外出するなど

## ■児童虐待は社会全体で解決を～気付いてください! SOSのサイン～

児童虐待の防止には、妊産婦や子育て世帯の孤立を防ぐことが大切です。地域の人々のちょっとした声掛けがあるだけでも、孤立の防止につながります。

### 【SOSの例】

子ども	不自然な傷やあざがある、衣類や体がいつも汚れている、落ち着きがなく乱暴である、笑顔や喜怒哀楽の表情が少ない、食事時や夜間に家の外で遊んでいる、食べ物に過度な執着を持つ
保護者	近所や地域の中で孤立している、小さい子どもを家に置いたまま外出している、子育てに無関心、子どものけがについて不自然な説明をする
家庭	長時間子どもの泣き声が聞こえる、怒鳴り声や物を投げつけるような音がある

## 11月は「子供・若者育成支援強調月間」

子ども・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、毎年11月を強調月間に定めています。

就業形態の多様化や情報化社会の発展により、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。若者の社会的自立の遅れも深刻です。

また、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、

青少年課 ☎776-2488・☎776-2117

子ども・若者相談センター ☎783-4964・☎774-5342

薬物乱用の低年齢化、少年による凶悪犯罪など、子どもや若者が被害者になる事件の相次ぐ発生や、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある違法・有害情報の氾濫も懸念されています。家庭、地域、学校、関係機関で、子ども・若者育成支援に対する理解と各種活動への積極的な参加・協力をお願いします。

# パート・アルバイトの 収入と税金

住民税の問い合わせ  
⇒市民税課 ☎775-5131・FAX775-9846  
所得税の問い合わせ  
⇒上尾税務署 ☎770-1800(代表)自動音声案内の「2」を選択

## 給与収入に対する税

パートやアルバイトなどで得た給与収入は住民税(市・県民税)や所得税の課税対象になります。

- ①**住民税** 住民税には均等割と所得割があります。均等割と所得割の合計額が住民税額となります。
- ②**所得税** 所得税は基礎控除だけの場合、給与収入が103万円を超えると課税対象になります。所得税について詳しくは、上尾税務署へ問い合わせてください。

(1)**均等割**／前年の合計所得金額が41万5,000円(給与収入96万5,000円)を超えると、**年額5,000円**の均等割が課税されます(扶養親族がない場合)。

(2)**所得割**／前年の総所得金額等が45万円(給与収入100万円)を超えると課税されます(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)。

### 【例】収入が給与収入だけで120万円、扶養している親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

まず給与収入から給与所得控除と基礎控除を差し引きます。

- **住民税** 120万円(給与収入) - 55万円(給与所得控除※1) - 43万円(基礎控除) = 22万円(課税標準額)
- **所得税** 120万円(給与収入) - 55万円(給与所得控除※1) - 48万円(基礎控除) = 17万円(課税所得金額)

※1 給与所得控除は収入により異なります(住民税・所得税共通の計算式)。

次に、税率などから住民税・所得税を算出します。

- **住民税** 22万円(課税標準額) × 10%(税率<一律>) - 2,500円(住民税の調整控除※2) + 5,000円(均等割) = 24,500円
- **所得税** 17万円(課税所得金額) × 5%(税率<所得により7段階>) × 1.021(復興特別所得税) = 8,600円

※2 住民税と所得税の人的控除額(基礎控除など)の差額を調整するための控除です。

この場合の税額は住民税24,500円、所得税8,600円を合わせた33,100円となります。

## 配偶者控除と配偶者特別控除(令和2年分)

納税義務者とその配偶者それぞれの所得に応じて、納税義務者が配偶者控除または配偶者特別控除を所得控除として差し引くことができます(下表参照)。ただし、納税義務

者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除と配偶者特別控除は受けられません。

【表】令和3年度(令和2年分)配偶者控除額・配偶者特別控除額の一覧表

	配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			
		※参考※ ↓給与収入に換算した金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	48万円以下		33万円	22万円	11万円	適用なし
	48万円以下 (配偶者の年齢が70歳以上)	1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	1,030,000円超 1,550,000円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	1,550,000円超 1,600,000円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	1,600,000円超 1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	1,667,999円超 1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	1,831,999円超 1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	1,903,999円超 1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	1,971,999円超 2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円	